

退職者医療制度

届け出は済んでいますか

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。この制度を利用するための手続き方法などをお知らせします。

このような人が対象となります

老人保健の適用を受けていない人

国保に加入している人



退職被保険者の

厚生年金や各種共済組合などの老齢年金を受けられる人
年金への加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している人

扶養家族とは

退職者本人の直系尊属、配偶者（内縁を含む）と三親等内の親族、または配偶者の父母と子で退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人



届け出に必要なものは、年金証書、保険証、印鑑です。



14日以内に届け出を
年金証書を受け取ったら14日以内に保険年金課に届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、窓口で「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください。そのとき支払う一部負担金は次のようになります。

○退職者本人
外来、入院
ともに2割

○扶養家族
外来は3割、
入院は2割



（注）薬剤と入院時の食費代についての負担金は国民健康保険と同じ額です。

年金証書が届く前に

お医者さんにかかったら

退職者医療制度に該当する人が、年金証書が届く前に、お医者さんにかかった場合は、申請すると差額分（本人1割、扶養家族は入院のみ1割）が支給されます。

退職者医療制度についての問い合わせは保険年金課（☎201526）へ。

市民税非課税世帯の人は減額されます

国民健康保険などに加入している人が入院したときや、介護サービスで施設を利用したときの食事代は、ほかの診療や薬にかかる費用などとは別に、ある一定の額を自分で負担しなければなりません。しかし、保険加入者の事情によつては、この負担分が減額される制度があります。

対象となる人は早めに申請を

市民税非課税世帯の人は、入院・入所時の食事代が減額されますので、早めに保険年金課の窓口で申請手続きをしてください。申請すると「標準負担額減額認定証」がもらえますので、病院や介護保険施設の窓口へ提出してください。

なお、現在認定を受けている人で、引き続き認定を受けたい人は6月中に申請をしてください。

入院・入所時の食事代についての問い合わせは保険年金課
(☎20 1526)へ。

申請に必要なもの



国民健康保険証、介護保険被保険者証、老人医療受給者証、印鑑、入院日数のわかるもの(領収書など)
(注)市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人は国民年金証書も必要です

こんなとき

減額認定を受けられるのに、一般の人と同じ額を支払ってしまった場合、差額申請ができますので保険年金課へ相談してください。

入院・入所時の食事代の標準負担額

	一般世帯	市民税非課税世帯 (入院90日以下)	市民税非課税世帯 (入院91日以上)	老齢福祉年金受給者 (市民税非課税世帯)
国民健康保険	780円	650円	500円	
老人保健	780円	650円	500円	300円
介護保険	780円	500円	500円	300円

~国保税は必ず納期内に納めましょう~

窓口から

印鑑登録の前に

印鑑は、私たちの日常生活に幅広く使われますが、「実印」として使用するには登録が必要です。でも、せっかく登録しようとしてもできない印鑑もあります。登録に行く前に、ちょっと確認してみてください。

こんな印鑑は登録できません

- 台帳などに記載されている氏名や氏名を表していないもの
- 印影の大きさが、1辺8mmの正方形より小さいもの、1辺25mmの正方形より大きいもの
- 職業や模様が入っているもの
- 変形しやすい材質のもの(ゴム印など)
- 印影がはつきりしないもの



印鑑登録証カード(は)市民課分室ではつくれません

印鑑登録するときは、市役所1階の市民課窓口で手続きしてください。ニュータウンと遠山の分室では、印鑑登録証明書は取れても、登録はできませんので注意してください。

登録、手続きの方法については次号でお知らせします。くわしくは市民課(☎20 1525)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

21日(木)10時～3時

不動産相談 19日(火)10時～正午

税務相談 19日(火)10時～3時

外国人相談

14日(木)・28日(木)1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

市民よろず相談 16日(土)1時～4時

会場 ユアエルム(公津の杜)IFセンタープラザ

商工観光課(電話は各相談所へ)

女性就業相談 水・金曜日・10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日・9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 14日(木)10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日・9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日・9時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日・10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 5日(火)10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日・10時～3時

酒害相談 7日(木)・21日(木)9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日・9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月)10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)火・水・木曜日・9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日・10時～5時

(不登校相談も)

6月1日から水道週間 限りある水を大切に

私たちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源で、河川水への依存度は年々高くなっています。

水をたくさん使おうとすると、水源となるダム建設が必要になります。ダムの建設にはその地域が水没してしまうことや自然環境の破壊など、大きな犠牲が伴います。水を使うときには、節約を心掛けるようにしましょう。

漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、漏水で

す。早急に市指定の水道工事店に連絡してください。

くわしくは水道部業務課(☎0269)へ。

赤水排水作業

4日から並木町などで

水道部では、赤水の発生を防ぐため、下表地域で配水管内の赤水排水作業を行います。期間中は一時的に減水や赤水になることがありますのでご注意ください。

なお、受水槽を使用している場合は、赤水が混入しないよう適切な措置をお願いします。作業予定時間は、各地区とも午後10時から午前4時までです。

くわしくは水道部工務課(☎0269)へ。

赤水排水作業日程

作業日	地区名
6月4日(月)	並木町(大久保台)・不動ヶ岡(そり田)地区
6月5日(火)	公津の杜地区
6月6日(水)	飯田町・不動ヶ岡・宗吾・江弁須地区
6月7日(木)	困護台・新町・幸町地区
6月8日(金)	美郷台・土屋地区

消費生活相談

Q & A

アンケート商法

Q 水道水のアンケート調査に協力したところ、浄水器のカートリッジを無料でもらいましたが、セールスの言葉巧みな勧誘で、30万円の浄水器を購入してしまいました。後で冷静になって考えると必要のない物なので、契約を解除したいのですが。



A 家庭の主婦をねらう悪徳商法には、アンケート調査や布団、家電製品などの点検に来たと訪問し、高額な商品売りつけたりするものなどがあります。気がついたら高額な商品を購入することになってしまったとの相談が消費生活センターに多く寄せられます。この場合は訪問販売法により8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができますので、書面(簡易書留)で契約解除通知を郵送しましょう。家の中に入れてしまうと断りにくいので、訪問販売は目的を確かめて必要がないときやよく分からないときは、はっきりと断ることが大切です。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。